

公共建築物における耐震化対策等に関する会計検査の結果
についての報告書（要旨）

平成24年10月

会計検査院

検査の背景及び実施状況

1 参議院からの検査要請の内容

一、 会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

内閣、内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、国会、裁判所、会計検査院

(二) 検査の内容

公共建築物（官庁施設、教育施設、医療施設等）における耐震化対策等に関する次の各事項

- ① 耐震診断の状況
- ② 耐震改修の状況
- ③ 東日本大震災に伴う被災等の状況

2 公共建築物における耐震化対策等の概要

(1) 地震防災対策の概要

我が国の防災関係の基本法として、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）が制定されている。災対法によれば、「内閣総理大臣の指定する指定行政機関及び指定地方行政機関は、その責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない」と規定されている。中央防災会議は、防災基本計画のほかに、地震対策大綱、地震防災戦略等を決定している。また、指定行政機関及び指定公共機関は、防災業務計画を策定することとしている。

東海地震等の特定の大規模地震に対しては、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）等の法律が複数制定されており、地震防災に関する対策を強化・推進する必要がある地域を強化地域等として指定し、中央防災会議が強化地域等に係る地震防災基本計画を作成することとしている。

防災基本計画によると、国及び地方公共団体は、防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めることとされている。また、中央防災会議が平成17年9月に災対法に基づき決定した首都直下地震対策大綱によると、首都中枢機関は、災害発生時の機能継続性を確保するための計画として事業継続計画を策定することとされ、これを受けて、内閣府は、中央省庁業務継続ガイドラインを作成し、各府省は、このガイドラインを基に業務継続計画を策定し

ている。

(2) 耐震改修促進法等の概要

建築基準法（昭和25年法律第201号）は、昭和56年に大幅に改正され施行されている。改正された同法には、新たに大地震（耐用年限中に一度遭遇するかもしれない程度の地震（震度6強程度））に対して構造体に部分的な損傷は生ずるが、倒壊や特定階の落階等は生じず、人命の安全確保をすることとする新しい設計手法（以下「新耐震設計手法」という。）が導入されている。

平成7年に、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震促進法」という。）が制定された。耐震促進法においては、一定規模以上で多数の者が利用する建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じて、耐震改修を行うよう努めなければならないとされている。また、国土交通大臣は、耐震促進法に基づき、18年1月に、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な方針」（国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）を策定している。

3 検査の観点、着眼点、対象及び方法

会計検査院は、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点から、公共建築物に係る耐震診断が計画的かつ適切に実施されているか、耐震改修が施設の重要度、緊急度等を考慮して計画的、効率的に実施されているか、改修が実施された施設について所要の耐震性能が確保されているか、東日本大震災に伴う公共建築物の被災等の状況は耐震改修の有無によりどのようになっているか、公共建築物の被災により災害応急活動に影響があった要因はどのようなものかなどに着眼して、検査の対象である図表1の検査対象に調書を徴して検査した。そして、府省等（地方出先機関45か所を含む。）、5国立大学法人及び5独立行政法人について会計実地検査を実施した。

なお、調書の対象は、府省等については、23年3月31日現在の国有財産台帳に建物として登録されている国有財産及び民間施設等を借り受けて使用している建築物（以下「借受官庁施設」という。）のうち宿舎を除く延床面積200㎡以上（木造は同500㎡以上）の建築物の12月31日現在の状況、独立行政法人及び国立大学法人等については、23年3月31日現在（国立大学法人等については23年5月1日現在）の宿舎を除く延床面積200㎡以上（木造は同500㎡以上）の建築物の12月31日現在（国立大学法人等については5月1日）の状況を徴している。

図表1 検査対象一覧

区 分			棟 数 (棟)	面 積 (千㎡)	台帳価格 (百万円)	(注)
官庁施設	官庁施設	16府省等	19,396	32,899	2,349,274	①
	借受官庁施設	13府省	240	228	11,082	②
教育施設		2独立行政法人	66	130	13,871	③
		90国立大学法人等	9,359	18,678	1,419,770	
医療施設		10独立行政法人	2,432	6,872	465,225	
		42国立大学法人	427	3,237	393,030	
その他の公 共建築物	独立行政法人の建築物	12独立行政法人	4,793	4,254	392,484	
合 計			36,713	66,301		

(注) 台帳価格については、①は国有財産台帳価格、②は年間賃借料、③は資産台帳価格である。

検査の結果

1 耐震診断の状況

(1) 建築物の耐震に係る取組

ア 耐震化の目標等

国土交通大臣は、基本方針において、建築物の耐震診断及び耐震改修の目標として、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の75%（棟数ベース）を27年までに少なくとも9割にすることとしている。

同大臣は、基本方針において、技術指針を定めており、現在、同大臣により認定されているものとしては、「官庁施設の総合耐震診断基準」、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」等があり、これらの基準等に基づき、耐震診断が行われている。

イ 耐震化に関する公表

基本方針によると、公共建築物の耐震化を促進するため、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成して公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきとされている。

そして、基本方針に基づき国が耐震性に係るリストを作成して公表しているものとしては、国土交通省官庁営繕部が公表している合同庁舎等の官庁施設の耐震診断結果等や最高裁判所が公表している裁判所施設の耐震診断結果等がある。しかし、

公表の対象となった建築物は、府省等の建築物のうち約17%と低くなっている。このほか、厚生労働省が全国の病院の耐震化率等を、文部科学省が国立大学法人等の耐震化の状況をそれぞれ公表しているが、これら以外の各府省等は耐震化に係る公表をしていない。

(2) 耐震設計及び耐震診断基準等

国土交通大臣は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）に基づき、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成6年建設省告示第2379号。以下「位置規模構造基準」という。）を定めている。さらに、国土交通省は、位置規模構造基準に基づき、府省等の建築物の重要度（Ⅰ類、Ⅱ類、Ⅲ類等）に応じて必要な耐震性能の確保を図ることを目的として、8年10月に計画基準を制定している。そして、計画基準は、14年度に府省等の統一基準となっている。

(3) 耐震診断の実施状況

ア 官庁施設の耐震診断の実施状況

図表2のとおり、構造体の診断率は、棟数で、検査対象の建築物では45.4%であるが、特定建築物規模相当の建築物では86.8%となっている。建築非構造部材及び建築設備の診断率は、棟数でそれぞれ24.1%、23.6%であり、構造体に比べて診断率は低くなっている。

図表2 耐震診断の状況（官庁施設）

区分		対象建築物（A）		耐震診断の実施状況等				計画基準等に基づいて建設された建築物（C）		診断率 (B/(A-C))	
				耐震診断実施（B）		耐震診断未着手等					
		棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (棟)	延床面積 (千㎡)	棟数 (%)	延床面積
構造体	検査対象の建築物	19,288	32,834	4,242	8,778	5,100	4,833	9,946	19,222	45.4	64.5
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,012	18,727	1,618	6,787	247	670	2,147	11,268	86.8	91.0
建築非構造部材	検査対象の建築物	19,287	32,834	2,586	5,281	8,137	10,132	8,564	17,420	24.1	34.3
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,012	18,727	963	4,121	1,126	4,237	1,923	10,368	46.1	49.3
建築設備	検査対象の建築物	19,286	32,834	2,527	5,113	8,195	10,300	8,564	17,420	23.6	33.2
	うち、特定建築物規模相当の建築物	4,012	18,727	948	3,981	1,141	4,376	1,923	10,368	45.4	47.6

府省別の診断率は、法務省及び防衛省が棟数、延床面積ともに低くなっており、これは、両省の建築物は新耐震設計手法導入以前の昭和56年以前に建築等された診断対象となる古い建築物が非常に多いことが理由として挙げられる。

構造体、建築非構造部材、建築設備のいずれにおいても耐震診断を実施していない理由は、予算化されていないため（予算要求の見送りを含む）が最も多い。

また、借受官庁施設240棟のうち、新耐震設計手法に基づいていない建築物に入居しているものが21棟、耐震安全性について不明であるものが18棟、それぞれ見受けられた。

イ 教育施設の耐震診断の実施状況

構造体の診断率は、棟数で、検査対象の建築物では79.0%、特定建築物規模相当の建築物では98.3%と非常に高くなっている。建築非構造部材及び建築設備の診断率は、それぞれ棟数で14.2%、13.7%であり、構造体と比べると診断率は相当程度低くなっている。

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、診断の必要性がないと判断したためとしているものが最も多い。建築非構造部材及び建築設備においては、その他を除くと予算化されていないためとしているものが最も多い。

ウ 医療施設の耐震診断の実施状況

構造体の診断率は、棟数で、検査対象の建築物では32.8%、特定建築物規模相当の建築物では61.8%となっていて、官庁施設及び教育施設と比較すると低くなっている。建築非構造部材及び建築設備の診断率は、それぞれ棟数で2.5%、1.8%であり、構造体と比べて相当程度低くなっている。そして、災害拠点病院の診断率は、医療施設全体に比べて構造体は高いものの、建築非構造部材及び建築設備は同様に低い。

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、移転、建替え又は廃止予定のためが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためが最も多い。

エ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

構造体の診断率は、棟数で、検査対象の建築物では27.2%、特定建築物規模相当の建築物では62.5%となっている。建築非構造部材及び建築設備の診断率は、構造体と比べてもさらに低くなっている。

耐震診断を実施していない理由は、構造体においては、倉庫等の用途として使用しているためが最も多く、建築非構造部材及び建築設備においては、診断の必要性がないと判断したためが最も多い。

2 耐震改修の状況

(1) 耐震改修の実施状況

ア 官庁施設の耐震改修の実施状況

(ア) 耐震改修工事の実施状況

官庁施設の構造体の耐震改修率は、棟数で45.6%となっている。また、建築非構造部材の耐震改修率は棟数で27.8%、建築設備の耐震改修率は棟数で23.6%となっている。

(イ) 耐震改修工事を実施していない理由等

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止予定があるためとしているものが最も多く、建築非構造部材及び建築設備では、耐震改修工事に必要な予算の要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多い。

国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和32年法律第115号。以下「庁舎法」という。）第4条に基づき財務大臣が定める庁舎等使用調整計画についてみると、同計画の実施により、耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している官署を耐震性能が確保されている別の既存官庁施設に移転させ、当該耐震性能が確保されていない官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化が図られる事例が見受けられた。

また、官庁施設の耐震化を図る手段の一つとなる庁舎法第5条に基づく特定国有財産整備計画の地震防災機能強化事業で、24年6月現在において整備が見送られている合同庁舎は、図表3のとおり、8件となっている。

図表3 整備が見送られている地震防災機能強化事業に係る合同庁舎

番号	整備対象庁舎名	入居予定官署	計画策定年度	当初の事業計画期間	整備を見送っている理由
1	武生地方合同庁舎	福井地方検察庁武生支部・区検察庁、福井地方法務局武生支局、武生税務署、武生労働基準監督署、武生公共職業安定所	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
2	広島地方合同庁舎5号館	<u>中国管区警察局、中国総合通信局、広島東税務署、広島労働局、中国地方整備局（八丁堀庁舎、建政部、港湾空港部）</u>	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
3	鹿児島港湾合同庁舎	福岡検疫所鹿児島支所、門司植物防疫所鹿児島支所、鹿児島運輸支局、鹿児島海上保安部	平成20年度	平成20年度～21年度	21年度に地中障害物が確認されたことから工事契約を解除し、また、建設予定地を変更して、24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。
4	長崎第2地方合同庁舎	長崎財務事務所、 <u>長崎労働局</u>	平成20年度	平成20年度～22年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
5	帯広第2地方合同庁舎	帯広財務事務所、帯広税務署、帯広開発建設部	平成21年度	平成21年度～26年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を一時見送っており、さらに24年度の概算要求を行ったものの、予算計上されなかったため。
6	福島第2地方合同庁舎	自衛隊福島地方協力本部、東北公安調査局福島駐在官室、福島財務事務所、福島地方气象台、 <u>福島労働局</u>	平成21年度	平成21年度～24年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
7	鹿児島第3地方合同庁舎	鹿児島地方検察庁、鹿児島保護観察所、鹿児島地方方法務局、鹿児島行政評価事務所、鹿児島財務事務所、九州地方整備局鹿児島営繕事務所	平成21年度	平成21年度～25年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。
8	唐津港湾合同庁舎	伊万里税関支署唐津出張所、福岡検疫所唐津出張所、唐津労働基準監督署、佐賀運輸支局(唐津庁舎)、唐津海上保安部	平成21年度	平成21年度～23年度	出先機関改革の状況等を踏まえ整備を検討する必要があるものとして、概算要求を見送っているため。

(注) 入居予定官署欄において、斜体字となっている官署は指定地方行政機関である。

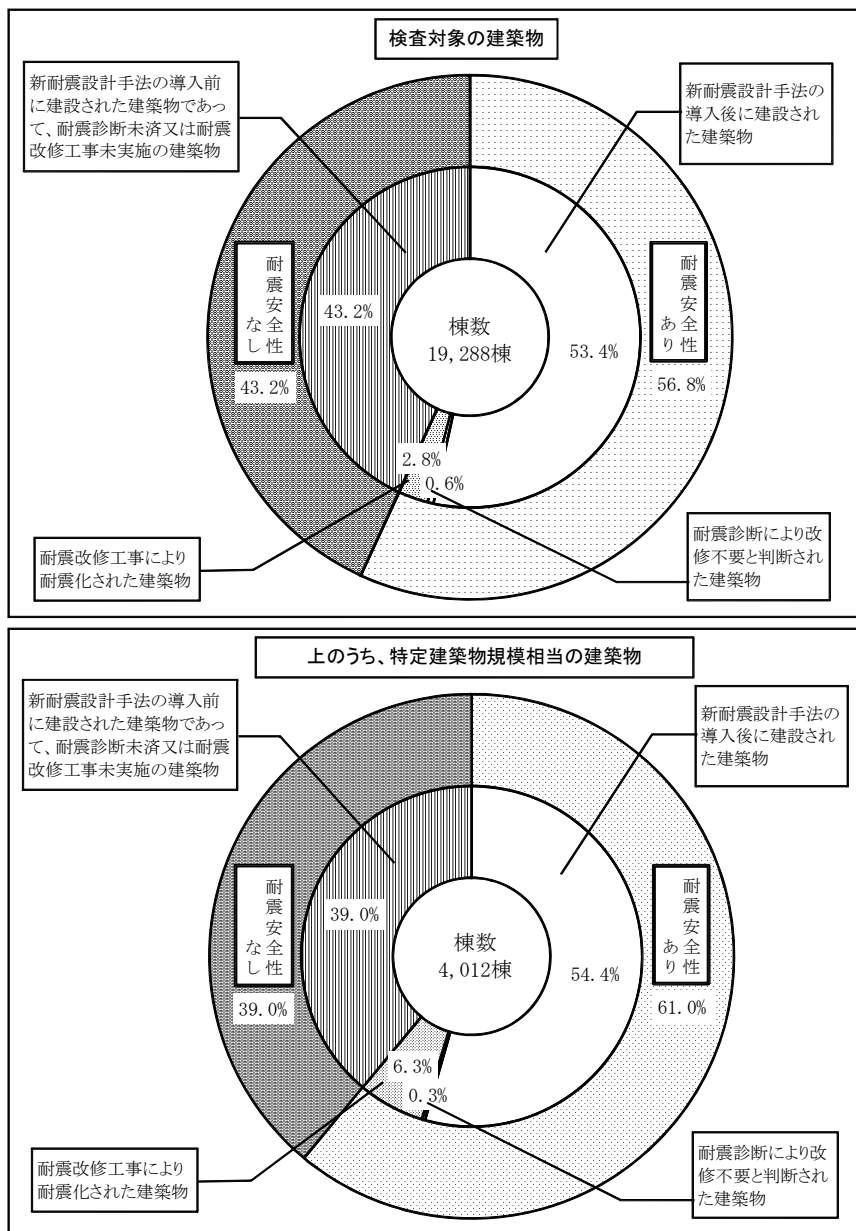
これら整備が見送られている合同庁舎に入居予定となっている官署が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない事例が見受けられた一方、建替え等の計画を取りやめ、既存官庁施設を耐震改修工事により耐震化し、災害時の機能確保を図る対応を執ることとした事例も見受けられた。

(ウ) 耐震化の状況

図表4のとおり、官庁施設において、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした昭和56年に改正された建築基準法に基づく耐震性能を確保している建築物の割合（以下「総合耐震化率（新耐震水準）」という。）は、特定建

築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.0%となっており、基本方針において目標としている9割（棟数ベース）とは29ポイントの開きがある。

図表4 官庁施設における総合耐震化率（新耐震水準）



イ 教育施設の耐震改修の実施状況

教育施設の構造体の耐震改修率は、棟数で63.7%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、それぞれ棟数で79.6%及び89.0%となっている。

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、24年度以降に改修工事を予定しているためとしているものが最も多くなっており、建築非構造部材及び建築設備では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最

も多い。

教育施設の総合耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で57.0%となっており、基本方針において目標としている9割とは33ポイントの開きがある。

ウ 医療施設の耐震改修の実施状況

医療施設の構造体の耐震改修率は、棟数で51.4%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で63.6%及び66.7%となっている。また、災害拠点病院の構造体の耐震改修率は、棟数で52.8%となっており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は共に100%となっている。

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、移転、建替え又は廃止予定があるためとするものが最も多く、施設の構造上や執務環境上の要因から改修が困難と判断したためとするものが次に多くなっており、騒音等の問題から入院患者を受け入れたままの状態での耐震改修工事が困難であることなど、医療施設特有の事情によるものである。

医療施設の総合耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で61.5%となっており、基本方針において目標としている9割とは28ポイントの開きがある。また、災害拠点病院の構造体耐震化率（新耐震水準）は、棟数で80.3%となっており、26年度末までに81.2%とする災害拠点病院等の耐震化目標とほぼ同水準となっている。

エ 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

独立行政法人の建築物における構造体の耐震改修率は、棟数で59.7%となっているが、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修率は、棟数で14.0%及び6.3%となっていて、進捗の遅れが見受けられる。

耐震改修工事を実施していない理由は、構造体では、予算要求を見送っているなど予算化されていないためとしているものが最も多くなっているが、建築非構造部材及び建築設備では、改修の必要性がないと判断したためとしているものが大半を占めており、建築非構造部材及び建築設備の耐震改修工事を実施する必要性についての認識そのものが十分でないものも多く見受けられる。

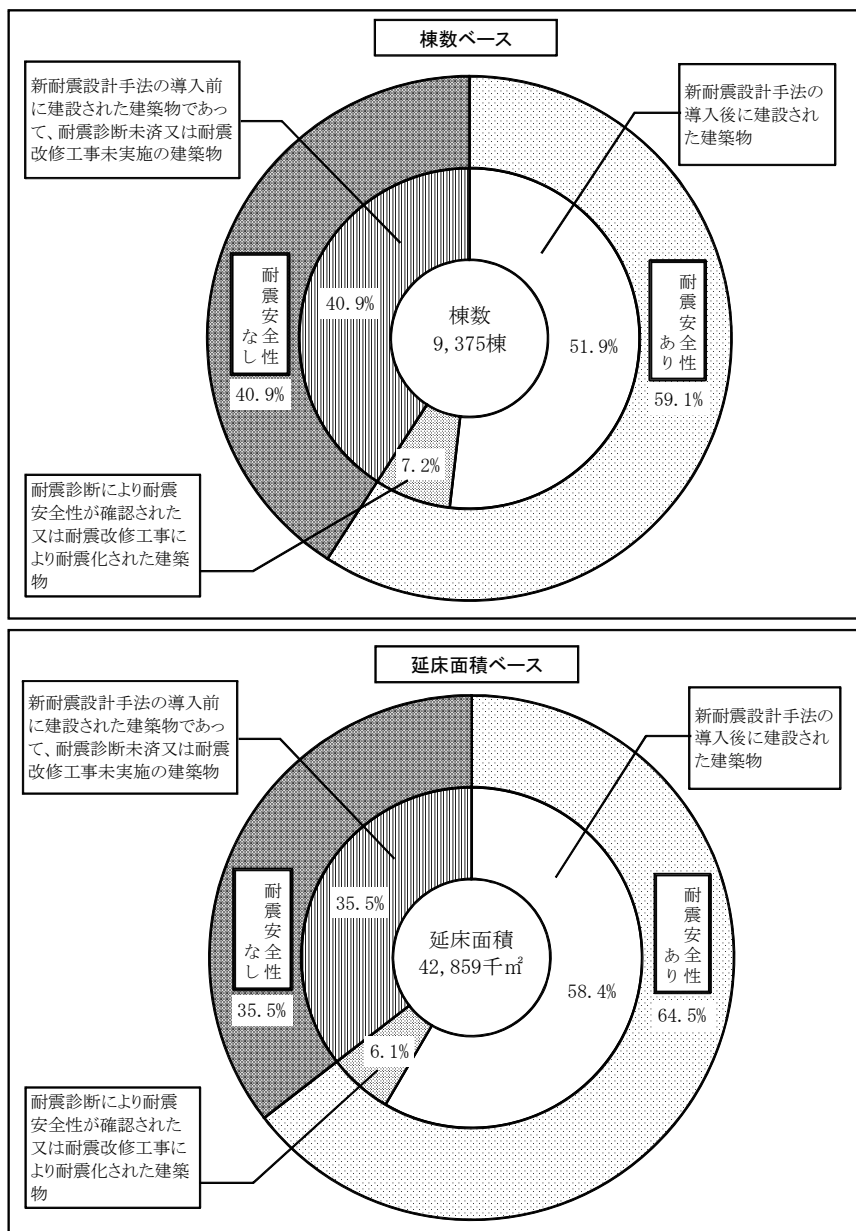
独立行政法人の建築物の総合耐震化率（新耐震水準）は、特定建築物規模相当の建築物についてみると、棟数で55.2%となっており、基本方針において目標として

いる9割とは35ポイントの開きがある。

オ 官庁施設、教育施設、医療施設等の耐震化の状況

図表5のとおり、検査対象となった特定建築物規模相当の建築物の総合耐震化率（新耐震水準）は、棟数で59.1%となっている。

図表5 検査対象となった特定建築物規模相当の建築物の総合耐震化率（新耐震水準）



特定建築物規模相当の建築物における施設別の構造体耐震化率（新耐震水準）を棟数で見ると、官庁施設は80.1%、教育施設は88.8%、医療施設は81.7%、独立行政法人の建築物は74.9%となっており、教育施設は、官庁施設、医療施設及び独立行政法人の建築物に比べて耐震化率が高くなっている。また、これを強化地域等の

別にみると、全般的に強化地域等の方が全体よりやや高い傾向が見受けられるものの、地域による大きな差異は見受けられない。

官庁施設の耐震化の進捗状況について、基本方針策定前の状況（16年度報告における耐震化率）と基本方針策定後の状況（23年12月末時点の耐震化率）を耐震化率（官庁水準）で比較してみると、23年末の耐震化率（官庁水準）は、16年度報告より全体で17ポイント上昇しており、特に強化地域のⅠ類の官庁施設では56ポイントと大幅に上昇している。また、耐震化率（官庁水準）の上昇幅は、Ⅰ類の官庁施設で27ポイント、Ⅱ類の官庁施設で14ポイントとⅠ類の官庁施設の方が上昇幅が大きく、Ⅱ類の官庁施設よりⅠ類の官庁施設の耐震化が優先して実施されてきたことがうかがえる。

(2) 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

ア 業務継続計画の概要

業務継続計画は、大規模災害等の発生により、利用できる資源に制約がある状況下において、非常時優先業務を特定するとともに、業務継続のために必要な措置を定め、適切な業務執行を行うことを目的とした計画であり、各府省等は、本府省のほか、地方支分部局等についても、被害が最も甚大となる地震を対象として業務継続計画を作成することとされている。

イ 府省等の状況

指定行政機関等を中心に抽出した185機関を対象に業務継続計画の策定状況を見ると、図表6のとおりとなっていて、指定行政機関の策定率は100%であるが、指定地方行政機関の策定率は76%となっている。

図表6 各府省等における業務継続計画策定状況

(平成23年12月末現在)

府省等名	検査対象機関 (A)						業務継続計画策定済機関 (B)						策定率 (B/A)					
	本府省等			地方支分部局			本府省等			地方支分部局			本府省等			地方支分部局		
	指定 行政 機関 (機関)	左記 以外 (機関)	計 (機関)	指定 地方 行政 機関 (機関)	左記 以外 (機関)	計 (機関)	指定 行政 機関 (機関)	左記 以外 (機関)	計 (機関)	指定 地方 行政 機関 (機関)	左記 以外 (機関)	計 (機関)	指定 行政 機関 (%)	左記 以外 (%)	計 (%)	指定 地方 行政 機関 (%)	左記 以外 (%)	計 (%)
内閣	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	100	100	-	-	-
内閣府	4	-	4	8	-	8	4	-	4	7	-	7	100	-	100	88	-	88
総務省	2	-	2	11	-	11	2	-	2	11	-	11	100	-	100	100	-	100
法務省	1	-	1	-	8	8	1	-	1	-	7	7	100	-	100	-	88	88
外務省	1	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	100	-	100	-	-	-
財務省	1	1	2	9	12	21	1	1	2	9	11	20	100	100	100	100	92	95
文部科学省	2	-	2	1	-	1	2	-	2	-	-	0	100	-	100	0	-	0
厚生労働省	1	-	1	16	-	16	1	-	1	16	-	16	100	-	100	100	-	100
農林水産省	1	-	1	15	-	15	1	-	1	2	-	2	100	-	100	13	-	13
経済産業省	4	1	5	14	-	14	4	1	5	14	-	14	100	100	100	100	-	100
国土交通省	4	-	4	37	-	37	4	-	4	34	-	34	100	-	100	92	-	92
環境省	1	-	1	7	-	7	1	-	1	1	-	1	100	-	100	14	-	14
防衛省	1	-	1	8	-	8	1	-	1	2	-	2	100	-	100	25	-	25
国会	-	3	3	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	0	-	-	-	-
裁判所	-	1	1	-	8	8	-	1	1	-	3	3	-	100	100	-	38	38
会計検査院	-	1	1	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	100	100	-	-	-
計	23	8	31	126	28	154	23	5	28	96	21	117	100	63	90	76	75	76

そして、業務継続計画を策定済みとしている指定地方行政機関の中には、業務継続は本省の業務継続計画に基づいて行うとして、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づく業務継続計画を個別に策定しておらず、実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、地震減災対策としては必ずしも十分ではない機関も見受けられた。

また、業務継続のため必要な資源の確保についてみると、構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している指定行政機関等であって、業務継続計画が策定済みの16機関のうち、業務継続計画において建築基準法に基づく耐震性能が確保されている建築物を庁舎が被災した場合の代替施設として定めている機関は5機関となっており、業務継続計画において、入居庁舎は震度6強から7程度の大規模地震で倒壊等の危険があると想定しているのに代替施設を定めていないなど、業務継続の点から、庁舎の現状を踏まえた検討が必要な機関も見受けられた。

次に、指定行政機関等における災害時の通信体制の状況をみると、災害時優先電話の設置率は、指定行政機関では100%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の一部機関で設置されておらず、95%となっている。また、その他の災害時通信手段の確保率は、指定行政機関では96%となっているが、指定地方行政機関では厚生労働省の全ての機関で確保されていないなどのため84%となっており、特に厚生労働省の一部の機関は、業務継続性の確保の点で通信体制が十分ではなく、

災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高いと思料される。

ウ 電力設備の状況

首都直下地震対策大綱によると、中央省庁等は、業務継続性確保のため、電力供給系統の多重化を図るほか、最低3日間の非常用電源等を確保することとされている。指定行政機関等が入居する官庁施設68か所及び災害拠点病院91か所を含む医療施設287か所の電力設備の状況は、次のとおりとなっている。

商用電源の受電系統が二重化されている施設の割合は、官庁施設で35%、医療施設で43%となっているが、災害拠点病院に限定してみると69%となっており、災害拠点病院は、官庁施設及び医療施設全体より受電系統が二重化されている割合が高くなっている。

また、業務継続用の自家発電設備が設置されている施設の割合は、官庁施設で85%、医療施設で98%、災害拠点病院では100%となっており、同設備が設置されていない官庁施設10か所及び医療施設7か所は、災害応急対策活動等に影響が出る可能性が高く、業務継続の点からも電源対策が必要となっている。

各施設における自家発電設備の連続運転可能時間は、72時間超となっている施設が最も多く、官庁施設の59%、医療施設の48%を占める一方で、24時間以下となっている施設も見受けられる。自家発電設備の連続運転可能時間が電源復旧想定時間以上となっていて業務継続の点で必要な連続運転時間を満たしていると考えられる施設の割合は、図表7のとおり、官庁施設で76%、医療施設で53%、災害拠点病院では59%となっている。

図表7 業務継続の点からみた自家発電設備の連続運転可能時間の過不足状況

(平成23年12月末現在)

区分	検査対象施設 (A) (箇所)	業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしている施設		業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしていない施設	
		箇所数 (B) (箇所)	検査対象箇所数に対する割合 (B) / (A) (%)	箇所数 (C) (箇所)	検査対象箇所数に対する割合 (C) / (A) (%)
官庁施設	58	44	76	14	24
医療施設	280	148	53	132	47
うち、災害拠点病院	91	54	59	37	41

業務継続用の自家発電設備が設置されていても、業務継続の点で必要な連続運転可能時間を満たしておらず、燃料備蓄量を増やすなどの地震減災対策が必要な官庁施設や医療施設が多数見受けられた。

3 東日本大震災に伴う被災等の状況

(1) 内閣府による被害額の推計

内閣府は、23年6月に、東日本大震災における、国有、民間施設等を含む全ての建築物等のストックの被害額を約16兆9千億円とする推計を行っているが、その推計方法等は、ストック価格そのもの、業者による見積額、復旧工事費及び被害状況からの推計額等が計上されるなどしていた。

(2) 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況及び所在都道府県別の被災状況

ア 官庁施設の建築物の被災状況

被災した官庁施設は、図表8のとおり、15府省等の1,362棟となっており、また、借受官庁施設で7府省等の15棟となっていた。

図表8 官庁施設の被害の要因別の被災状況

府省等	地震		津波		液状化		計	
	うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意		うち危険 又は要注意	
内閣	1	—	—	—	—	—	1	—
	16,179	—	—	—	—	—	16,179	—
内閣府	70	3	1	—	—	—	71	3
	186,989	2,243	254	—	—	—	187,243	2,243
総務省	2	—	—	—	—	—	2	—
	48,403	—	—	—	—	—	48,403	—
法務省	237	7	3	—	—	—	240	7
	577,899	17,489	3,822	—	—	—	581,721	17,489
外務省	2	—	—	—	—	—	2	—
	59,536	—	—	—	—	—	59,536	—
財務省	111	4	8	3	—	—	119	7
	616,797	8,548	10,070	1,036	—	—	626,867	9,585
文部科学省	4	1	—	—	—	—	4	1
	171,565	347	—	—	—	—	171,565	347
厚生労働省	127	—	—	—	—	—	127	—
	291,507	—	—	—	—	—	291,507	—
農林水産省	60	3	2	1	—	—	62	4
	100,592	2,415	2,410	249	—	—	103,002	2,665
経済産業省	1	—	5	—	—	—	6	—
	47,071	—	3,904	—	—	—	50,976	—
国土交通省	141	13	52	16	13	2	206	31
	541,989	61,430	49,187	21,124	9,522	2,067	600,698	84,622
環境省	—	—	—	—	—	—	—	—
防衛省	370	27	60	32	9	4	439	63
	1,387,117	59,819	91,570	66,926	5,139	2,695	1,483,827	129,441
国会	19	—	—	—	—	—	19	—
	237,591	—	—	—	—	—	237,591	—
裁判所	63	—	—	—	—	—	63	—
	463,404	—	—	—	—	—	463,404	—
会計検査院	1	—	—	—	—	—	1	—
	6,628	—	—	—	—	—	6,628	—
計	1,209	58	131	52	22	6	1,362	116
	4,753,272	152,294	161,219	89,338	14,661	4,763	4,929,153	246,395

被害の主な要因が地震又は液状化である建築物の被災状況についてみると、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていた。一方、建築非構造部材及び建築設備は、耐震安全性の評価が

低い建築物又は耐震診断未実施の建築物が損傷又は一部損傷したものの割合が高くなっていました。

復旧工事实施済みのものは663棟となっていて、実施済みの工事契約金額は、56.2億円となっていました。東日本大震災による被災が財産亡失の原因と認められる会計検査院法第27条に基づく報告の損害額は、8.4億円（24年8月31日現在）となっていて、国有財産法施行令に基づく通知の損害見積額は、23.4億円（24年7月24日現在）となっていました。

イ 教育施設の被災状況

被災した教育施設は、1独立行政法人及び27国立大学法人等で1,057棟となっていました。被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が高い建築物でも全半壊しているものもあった。復旧工事实施済みのものは197棟となっていて、実施済みの工事契約金額は、3.0億円となっていました。第27条報告の損害額は、825万円（24年8月31日現在）となっていました。

ウ 医療施設の被災状況

被災した医療施設は、6独立行政法人及び8国立大学法人で301棟となっていました。被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていました。復旧工事实施済みのものは160棟となっていて、実施済みの工事契約金額は、14.9億円となっていました。

エ 独立行政法人の建築物の被災状況

被災した独立行政法人の建築物は、12独立行政法人で459棟となっていました。被害の主な要因が地震である建築物の被災状況は、構造体に係る耐震安全性の評価が低い建築物及び耐震診断未実施の建築物が多数を占める状況となっていました。復旧工事实施済みのものは197棟となっていて、実施済みの工事契約金額は、10.1億円となっていました。

オ 都道府県別の被災状況

被災した官庁施設、教育施設、医療施設等の建築物の合計は、19都道県で3,179棟となっていて、このうち地震を主な原因とするものは、茨城県、宮城県、東京都の順にまた、津波を主な原因とするものは、宮城県、岩手県、福島県の順にそれぞれ多くなっていた。

(3) 災害応急対策への対応状況

建築物が被災したことにより、災害応急活動に影響があった建築物は、238棟であり、影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備（自家発電設備を除く。）のほか、自家発電設備、天井材の被災などがあった。

検査の結果に対する所見

公共建築物の耐震化対策については、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等が従前から実施しているが、厳しい財政状況の下、限られた予算の中で実施するには、事業を計画的かつ効率的に実施することが不可欠である。

今回、公共建築物の耐震化対策等の状況について検査したところ、建築非構造部材及び建築設備の診断率は、官庁施設、教育施設、医療施設等のいずれの施設においても、構造体の診断率より低く、特に医療施設の診断率が低くなっていた。また、いずれの施設においても、建築非構造部材等より構造体の耐震化が図られているが、構造体、建築非構造部材及び建築設備の全てを対象とした耐震化率は、官庁施設の特定建築物規模相当の建築物で約6割にとどまっているなど、27年までに耐震化率を9割にするという基本方針の目標を達成するためには、いずれの施設においてもより一層耐震化を推進する必要がある。さらに、ソフト面からの地震減災対策として位置付けられている業務継続計画について、所在地域の実情に合わせた被害想定等に基づいて策定されていないなどの事態が見受けられた。

このように耐震化が必ずしも十分に実施されていないなどの事態は、防災拠点となる官庁施設の建築物等が、地震発生時に被災して、当該施設に入居する指定行政機関及び指定地方行政機関が実施する災害対策の指揮、情報伝達等の災害応急対策活動等に影響を及ぼすことになるなどのおそれがある。

したがって、各府省等、独立行政法人及び国立大学法人等は、公共建築物の耐震化対策の実施に当たり、以下の点に留意することなどにより、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、必要な耐震診断を実施し、耐震診断の結果、耐震改修等が必要な場合には、既存官庁施設の有効活用等も含めて多角的に検討するなどして、耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくことが重要である。

(1) 耐震診断の状況

ア 耐震化に関する公表

官庁施設の耐震化に関する公表は、国土交通省官庁営繕部及び最高裁判所が公表しているが、各府省等の建築物に関する公表の割合が低いことから、各府省等は、耐震化に関する公表について検討し、積極的に公表するよう努める。

イ 官庁施設の耐震診断の実施状況

官庁施設の構造体の耐震診断は、特定の省を除いて診断率が高く、特定建築物規模相当の建築物における診断率は高いものであった。今後は、耐震診断が未実施となっている建築物については施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

官庁施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

また、府省等の借受官庁施設は、その選定時に施設の耐震安全性についても十分検討し、現在入居している耐震安全性が不明な施設についても耐震安全性を把握する。

ウ 教育施設の耐震診断の実施状況

教育施設の構造体の耐震診断は、比較的診断率が高く、今後も必要なものについては耐震診断を実施する。

教育施設の建築非構造部材及び建築設備の耐震診断は、構造体に比べて診断率が低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性も考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

エ 医療施設の耐震診断の実施状況

医療施設の構造体の耐震診断は、官庁施設や教育施設と比べても診断率が低く、建築非構造部材や建築設備は更に低いことから、今後も施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。また、災害拠点病院は、特にその重要性を十分に考慮して計画的に必要な耐震診断を実施する。

オ 独立行政法人の建築物における耐震診断の実施状況

独立行政法人の建築物における特定建築物規模相当の建築物でも構造体の診断率は約6割であり、建築非構造部材及び建築設備の診断率は更に低いことから、耐震診断の必要性を十分に認識し、施設の重要度、強化地域等の地域性を考慮して、計画的に必要な耐震診断を実施する。

(2) 耐震改修の状況

ア 耐震改修の実施状況

(ア) 官庁施設の耐震改修の実施状況

- a 官庁施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。特に、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域等においてより重要度の高い施設は、引き続き必要な耐震化対策を実施する。
- b 庁舎法に基づく庁舎等使用調整計画は、その実施によって、所要の耐震性能が確保されていない官庁施設に入居する官署を、耐震性能が確保されている別の官庁施設に移転させ、当該官庁施設を廃止することで、耐震改修工事を実施することなく官庁施設の耐震化を図ることが可能となることから、既存官庁施設の有効活用の点からも官庁施設の耐震化対策における効果的な手段として活用を検討する。
- c 官庁施設の耐震化を図るための手段の一つとなる地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎等の整備が一部見送られており、当該合同庁舎に入居予定となっている指定地方行政機関等が現在入居している官庁施設において、耐震化が図られていない状況となっていることから、官庁施設の耐震化を図るため、状況に応じて耐震改修工事により既存の官庁施設の耐震化を図るなどの方法を検討する。

(イ) 教育施設の耐震改修の実施状況

教育施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

(ウ) 医療施設の耐震改修の実施状況

医療施設における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で約6割となっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。また、大規模地震等の災害時に重要な役割を果たす災害拠点病院の耐震化率は、医療施設全体に比べ高くなっているが、その重要性を考慮し、計画的に必要な耐震化対

策を実施する。

(エ) 独立行政法人の建築物における耐震改修の実施状況

独立行政法人の建築物における耐震化率は、特定建築物規模相当の建築物では棟数で6割以下となっており、官庁施設、教育施設及び医療施設と比較しても低くなっていることから、現状の耐震化率を踏まえ、建築物の重要度、耐震化対策の緊急度等を総合的に勘案して、計画的に必要な耐震化対策を実施する。

イ 業務継続の点からみた建築物の耐震化の状況

(ア) 府省等の状況

- a 業務継続計画を策定していない機関は、地震は全国どこでも起こり得るものであることから、大規模な地震により当該機関が被災し機能が低下した場合においても適切に業務執行が行えるよう早急に業務継続計画を策定する。
- b 業務継続計画を策定している指定地方行政機関においても、実効性のある業務継続体制の確保を図る上で、所在地域等の実情に合わせた被害想定等に基づき、個別に業務継続計画を策定する。
- c 構造体について建築基準法に基づく耐震性能が確保されていない官庁施設に入居している場合には、庁舎が使用できなくなる状況も想定し、非常時優先業務を実施するための代替施設を業務継続計画に定めたり、業務継続計画において入居庁舎の現状を踏まえた被害を想定したりするなどして、業務継続の点から地震減災対策の検討を行う。
- d 指定行政機関及び指定地方行政機関は、災害時の業務継続性を確保するため、中央防災無線及び災害時優先電話のほか、衛星電話、衛星携帯電話等の災害時通信手段を十分に確保する。

(イ) 電力設備の状況

- a 業務継続性確保のため、指定行政機関又は指定地方行政機関が入居している官庁施設、災害拠点病院に指定されている医療施設等は、商用電源の受電系統の二重化を図ったり、業務継続用の自家発電設備を設置したりするなどして、災害応急活動等に影響が出ないように業務継続の点からの電源対策を実施する。
- b 災害発生時における商用電源の復旧までに要する想定時間を業務継続計画に定め、業務継続用の自家発電設備の連続運転可能時間がこれを満たすような燃

料備蓄量を確保するなどの地震減災対策を実施する。

(3) 東日本大震災に伴う被災等の状況

ア 官庁施設、教育施設、医療施設等の被災状況

各施設の建築物の構造体における被災状況については、建築物が全半壊又は構造体が損傷した建築物は、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物が多数を占めていた。また、官庁施設の建築非構造部材及び建築設備における被災状況については、耐震安全性の評価が低い又は耐震診断未実施の建築物において、建築非構造部材等の損傷又は一部損傷の割合が高くなっていた。

このように、耐震安全性の評価が低い建築物は、大地震動時に損傷等する危険性が高く、耐震化対策の緊急度が高いことなどから、これらの状況を総合的に勘案して、必要な耐震化対策を実施する。

そして、教育施設、医療施設等では、建築非構造部材及び建築設備について、耐震診断未実施のものが多く、診断率が相当程度低くなっていることから、リスク管理の点からも耐震診断未実施の建築物は、計画的に必要な耐震診断を実施する。

イ 災害応急対策への対応状況

災害応急活動に影響した要因で主なものは、ライフライン、建具、建築設備の順に多く、業務継続を図る点からも構造体に加え、建築非構造部材及び建築設備について耐震化対策を実施したり、代替手段の確保を検討したりするなどの対策を実施する。

会計検査院としては、今後、検査の実施を予定している地方公共団体等が所有するなどしている公共建築物の耐震診断の状況、耐震改修の状況及び東日本大震災に伴う被災等の状況について引き続き検査を実施して、検査の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。